

昭和36年3月31日



121号

# 足立区のお知らせ

## 足立区役所

発行  
足立区千住1の50  
東京都足立区役所  
湯浅孝治  
編集  
総務課総務係  
電話代表2151  
安藤義雄  
印刷  
株式会社 巧文社(織田)



これはあなたの暮らしの手引です

ようこそ足立区へこられました。きょうからあなたは足立区の区民です。

新しく区民になられたあなたに、ご不便がないように、これは足立区のご案内です。

足立区は面積五三・二五平方キロメートル、東京都二三区中世田谷区について第二位の広さをもつています。この足立区は、戦後急速に発展し、昭和三十年頃までは一万人位づつ増加していた人口も、最近一年間には一万八千人もの増加をみるようになりまし

た。昭和三十五年十月に行なわれた国勢調査では四十七万八千人を数え、東京都二三区中第八位となりました。

戦前は区内の南部をのぞきほとんが農耕地でしたが、現在では次々と宅地に切りかえて、家が建てられております。しかし農業はまだ盛んで、農耕地は二三区中一番広く、米の産出高などは東京

第一位です。農業特産物として、昔から花づくりは盛んでしたが、現在は近代化され、フレームによるチューリップやユリ、雪柳などの栽培が特に有名です。また周辺の川ぞいには工業が発達し、製鉄、化学、機械製造の大工場が立並んでいます。その反面市中では、中小企業による玩具、ライターなどの金属製品、電気器具製造等軽工業も区内一円にわたって盛んです。特産としては、なんとすべても皮革産業で紳士、婦人靴などの製造工場が大小二百あまり、その生産高を誇っています。観光としては、昔から西新井大師、中川の桜堤などがあり、日曜日の散策に好適です。

### 出張所の窓口

あなたがいま転入届を出されたこの出張所は、あなたの一番身近なことをお世話する役所です。この出張所では次のような仕事をしています。(様式等は出張所にあります)

- 1 住民登録とその謄・抄本などの発行  
転入した方は、法律によつて十四日以内に住民登録をしなければなりません。この住民登録は選挙・入学・就職などに必要で、この謄・抄本・住民登録記載事項証明書・住所証明書などは一枚四十円の手数料で発行します。
- 2 米穀通帳の発行・変更の手続き
- 3 印鑑登録と印鑑証明書の発行  
新たに印鑑登録をする場合は、保証人が必要です。保証人を頼まれるとき、あなたと同じ出張所管内の人に頼まれた方が便利です。この出張所管外で区にお住いの人に頼まれる場合は、その人の住んでいる出張所の証印が必要で、その人の人では印鑑証明書の添付がないと保証人になりません。

新しい印鑑を再登録なさるときは、保証人を立てて最初と同じ方法で登録していただきます。また、印鑑の磨減や破損で改印する場合は、登録変更申請書を提出して下さい。その外の生年月日や住所を変更、訂正するとき、印鑑紙記載事項変更申請書を提出して下さい。

- 4 無職証明書、扶養家族証明書の発行  
これらの証明書がどうしても必要なときは、地区の民生委員の証印があれば発行します。手数料一件四〇円
  - 5 町名地番変更証明書の発行  
あなたのお住まいになつていない町名地番が新しく変わった場合、二年間は無料ですが、その後は手数料一件四〇円で発行します。
  - 6 転出証明書 一件五〇円
  - 7 その他、未転入証明書、不現住証明書等を発行しています。手数料一件四〇円
  - 8 公簿閲覧 十冊まで三〇円
  - 9 国民健康保険の取扱い  
官公庁や会社等で健康保険に加入している方をのぞいた方は皆さん国民健康保険に加入しなければならぬことになっていきます。
- 出張所では、転入してきた方や、官公庁会社などの健康保険をやめた方のために、国民健康保険資格取得届を受付けています。と同時に、転出や就職によつて他の健康保険に加入した方の資格喪失届も受付けています。その他、氏名変更、世帯主変更、世帯分離、世帯合併などの場合の変更届や、お子さんが生まれたときの助産費の請求、死亡した方の葬祭費の請求なども受付けています。
- 看護移送申請書、継続療養給付申請書も用意してありますので御利用下さい。
- また、保険料の取扱いも行なつていきます。

- 10 畜犬登録の取扱い  
犬を飼っている方は法律によつて畜犬登録

をしなければならぬことになっております。登録手数料は一頭につき三百円、これは毎年登録していただくことになっております。狂犬病予防注射は保健所から通知します。また犬が死亡したり逃亡したりしてなくなつたときは、すぐに廃犬届を出して下さい。犬税は四月一日現在の飼主に課税されますので、廃犬届が遅れますと課税されてしまうことがあります。

11 区税の徴収  
区民税、犬税、軽自動車税は納期にかゝらず何時でも出張所で納入出来ます。

12 国民年金の取扱  
(1) 福祉年金、(老令・障害・母子)  
初めて福祉年金を受けようとする方は、出張所に裁定請求書がありますからご利用の上提出して下さい。  
また前回裁定をうけた方は、毎年六月中に所得状況届を提出していただくことになっております。

その他、氏名変更、印鑑変更、住所変更、証書亡失、再交付、死亡など福祉年金関係の届出用紙、請求書用紙一切そなえてありますのでご利用の上出張所へ出して下さい。  
(2) 拠出(きよしつ)年金  
官公庁や会社などで恩給や年金に加入している方をのぞき、この制度をうけていない方は、皆国民年金に加入しなければなりません。

出張所ではこの加入届を受付けています。その他、住所や氏名の変更届、保険料の免除届、保険料前納申込書などの受付もいたします。

また、保険料の徴収事務も行なっておりますから、区役所又は出張所で国民年金印紙をお買求めの上検認(消印)をうけて下さい。

13 その他  
戸籍に関する届書の交付  
婚姻届、離婚届、出生届、死亡届、養子縁組届、離縁届、転籍届などの用紙が備え付けてありますので、ご利用下さい。

区役所の窓口

総務課(二階南側)

- 1 出張所や、他の課で行なわない証明 一件 四〇円
- 2 育英資金の申込み(年一回)と貸付(毎月)募集の時はポスターなどでお知らせしますが、毎年十月～十一月頃募集しています。
- 3 自衛官の募集の受付(年四回)
- 4 選挙人名簿の縦覧(十一月五日から十五日間)

民生課(二階北側)

- 1 児童会館の使用申込み
- 2 貸ミシンの使用申込み
- 3 生業資金の貸付(年一～二回)
- 4 都民葬儀券の交付
- 5 第二種都営住宅の申込み(ラジオ、新聞、ポスターなどお知らせ)
- 6 寄附や募金の許可(寄附や募金をするときには許可が必要です)
- 7 外国人の登録と印鑑証明
- 8 引揚者給付金の請求受付(昭和三十六年五月十六日限り)
- 9 戦傷病者、戦没者遺族援護法に基づく年金弔慰金の請求受付(昭和三十六年五月十六日限り)

建築課(二階北側)

- 1 第一種都営住宅の申込み(ラジオ、新聞、ポスターなどお知らせ)
- 2 建築の確認申請の交付と許可
- 3 工場公害防止認可申請の受付
- 4 昭和二十五年以前の地代と家賃の相談

経済課(一階南側)

- 1 都や区で行なっている中小企業融資の申込み受付(宣伝カー、ラジオ、新聞などお知らせ)
- 2 商工業についての相談
- 3 生産世帯米穀通帳の交付および異動の受付
- 4 農地転用許可申請の受付

国民健康保険課(別館一・二階)

- 1 被保険証の交付と書換え
- 2 死亡、出産金の支払い
- 3 療養費の請求と支払い
- 4 過誤納還付金の支払い
- 5 保険料の徴収

国民年金課(別館二階)

- 1 福祉年金(老令・障害・母子)
- 2 裁定請求書の受付
- 3 所得状況届の受付
- 4 氏名変更、印鑑変更、住所変更、証書亡失届、再交付申請書、母子福祉年金額改定請求書、受給権者死亡届、などの受付(出張所でも受付けています)
- 5 福祉年金の裁定手続きと証書の交付  
(ご不明の場合は出張所または福祉年金係へご相談下さい)

拠出(きよしつ)年金

- 1 加入届、住所や氏名の変更届、就職などでその官公庁や会社の年金制度に加入したときの国民年金保険資格喪失届、保険料の免除届、保険料前納申込み等の受付
- 2 保険料の徴収事務(出張所又は当課で国民年金印紙をお買求めいただき検認をうけて下さい)
- 3 年金手帳の交付

土木課(二階東側)

- 1 自動車臨時運行許可書(仮ナンバー)の交付
- 2 道路占用、水面占用、堤塘敷占用、土揚敷占用の許可(立看板、日除、商品棚などで道路を使用するときは許可が必要です)
- 3 運動場、テニスコート(北千住公園)の使用申込み

教育委員会(二階東側)

- 1 幻灯機、スライド、紙芝居舞台などの貸出
- 2 区営グラウンドの使用申込み
- 3 就学転入学の届出

税務課(二階北側)

- 1 区民税(住民税)の申告、課税の異議申立て(住民税は一月一日現在住んでいた市区町村で課税されます)

で、転入なされたその年は元お住いの市区町村へ来年三月三十一日までに申告して下さい)

- 2 納税、課税の証明 一件四〇円
- 3 滞納区税の納入
- 4 軽自動車の標識の交付と廃車届の受付
- 5 犬の標識の交付と廃犬届の受付  
(軽自動車税や犬税は四月一日現在の所有者に課税されます)

戸籍課 (二階北側) (本所管内のみ取扱)

- 1 婚姻届の受付、夫婦および証人二人によつて届出ていただきます。届出地に本籍のある夫婦は一通、夫婦の一方の本籍がないときは二通、二人共ないときは三通必要です。また届出地に戸籍のない方の戸籍謄抄本を必要とします。印鑑は夫婦(一方は旧姓のみ)と証人二人の計四個必要です。
- 2 離婚届、必要な書類と印鑑は大体婚姻届と同じですが、裁判または調定離婚の場合には、裁判確定または調定後十日以内に判決の抄本や確定証明書、調定調書の謄本を必要とします。
- 3 出生届、生れた日から十四日以内に生れた場所の市区町村役場へ出して下さい。届出地に本籍がないときは、二通必要です。必ず母子手帳(保健所で交付)をご持参下さい。
- 4 死亡届、死産届、死亡した日から七日以内に死亡した場所の市区町村役場へ出して下さい。届出した場所に本籍がないときは、二通必要です。(死産の場合は一通で結構です)その際死体(埋)火葬許可申請書も提出して下さい。
- 5 その他、認知届、養子縁組届、入籍届、分籍届、転籍届などの受付
- 6 身分証明書、戸籍記載事項証明書、届出受理証明書、不在籍証明書などの発行(手数料一件四〇円)
- 7 戸籍附票の謄抄本(手数料一枚四〇円)

梅島支所の窓口

庶務課 (支所管内のみ取扱)

- 1 就学、転入学の届出
- 2 畜犬登録の鑑札交付
- 3 都民葬儀券の交付
- 4 引揚者給付金の請求受付(昭和三十六年五月十六日限り)
- 5 戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基く年金、弔慰金の請求受付(昭和三十六年五月十六日限り)
- 6 第一、二種都営住宅の申込み受付
- 7 都、区中小企業融資申込み受付
- 8 区生業資金の申込み(年一〜二回)
- 9 町名地番変更による証明書の発行(変更後二年間無料その後手数料四〇円)

税務課 (支所管内のみ取扱)

本所税務課をご参照下さい

区民相談

- 税務・商工・保護相談 (無料)
  - とき 毎週木曜日 午後一時〜四時
  - ところ 産業振興館相談室
- 法律相談 (無料)
  - とき 毎月第三木曜日 午後一時〜四時
  - ところ 産業振興館相談室
  - とき 毎月第三水曜日 午後一時〜四時
  - ところ 梅島支所会議室
- 人権の上相談 (無料)
  - とき 毎月二十二日(土・日・祭日のときは月曜日)
  - ところ 産業振興館相談室 午後一時〜四時

区立施設の案内

結婚式場 産業振興館内 〇二一五一(代)

場所・千住一丁目五〇(区役所隣)

診療所 本木診療所 〇三九四一

場 所・本木町一丁目九二六  
診療科目・内科、外科、眼科、レントゲン科、その他健康相談

診療時間・平日午前八時半〜午後五時まで、火・金曜日は午後八時まで、土曜日は正午まで、休日休診

公益質屋 千住公益質屋  
場 所・千住寿町三四  
西新井公益質屋  
場 所・本木町二丁目一四八  
営業時間・午前九時〜午後六時まで  
日曜・祝日は休業

貸付・一世帯一万二千円まで  
子・月三分・流賃期間四カ月

集会場 児童会館 〇〇六一  
場 所・西新井町九七二  
備・16ミリ映写機、電蓄、ピアノなど  
産業振興館 〇二一五一

場 所・千住一丁目五〇(区役所隣)  
備・公会堂(定員五八二名、35ミリ、16ミリ映写機、ピアノあり冷房完備) 日本間(十畳、八畳、六畳) 大ホール・中ホール(会合・展示会等利用) 相談室

体育館 足立区体育館 〇六〇一三  
場 所・千住栄町五九

図書館 千住図書館 〇一九九四  
場 所・千住竜田町五二  
梅島図書館 〇二六〇四  
場 所・梅田町五一四(九中隣)

区立保育園及び簡易保育所

- 本木保育園 本木町三丁目二三三三 〇二八六七
  - 千住保育園 千住元町三四 〇四八〇一
  - 五反野保育園 五反野南町二二四〇 〇四八〇八
  - 日の出町保育園 日の出町一五ノ六 〇六六六〇
  - 足立簡易保育所 千住橋戸町三五
- (申込みは足立福祉事務所相談課)

区内公立学校便覧

区立幼稚園

関屋幼稚園 千住関屋町三三 881三八四九(呼)

区立小学校

○印は梅島支所庶務課区民係で転入学の  
手続きが出来ます。他は教育委員会学務  
課扱い

- 千寿小学校 千住一丁目六三 881二四三七
千寿第一小学校 千住三丁目三〇 881二四三八
千寿第二小学校 千住宮元町一七 881四〇五〇
千寿第三小学校 千住大川町四三 881二四二八
千寿第四小学校 千住旭町五八 881二四三六
千寿第五小学校 千住高砂町三九 881二五一一
千寿第六小学校 千住童田町四六 881四九二六
千寿第七小学校 千住桜木町一一 881三四一一
千寿第八小学校 千住関屋町三三 881三八四九
千寿旭小学校 千住五丁目一四 881四一四六
柳原小学校 柳原町九四 881三四一二
元宿小学校 千住桜木町五〇 881四一八
○西新井小学校 興野町三二三 881三三〇三
○西新井第一小学校 西新井町一〇一〇 881四四二五
○本木小学校 本木町三丁目二四八〇 881二五一六
○本木東小学校 本木町一丁目四四八 881七五五四
○寺地小学校 本木町四丁目四四五 881四三三一
○関原小学校 本木町二丁目一七九九 881三三〇四
○関原小学校分校 本木町二丁目一九八〇 881一七二六
江北小学校 上沼田町一二五 881一五二三
鹿浜小学校 北鹿浜町二四三九 881四二〇九
新田小学校 新田二丁目二四ノ八 881三〇九二
宮城小学校 宮城町一八 881三二八七
○舍人小学校 舍人町二二四 881二八七一
○梅島第一小学校 梅島町一九〇三 881二三三六
○梅島第二小学校 梅島町七二九 881三三〇二
○梅島第三小学校 梅田町一〇七四 881四八〇四
○亀田小学校 梅田町三三五 881六六五四

区立中学校

- 第一中学校 千住河原町一 881四九八二
第二中学校 千住曙町五九 881四八〇五
第三中学校 千住元町四〇 881三四一三
第四中学校 梅島町一〇 881三二五五
第五中学校 西新井町一四四五 881四四三六
第六中学校 本木町三丁目三七八八 881四四二一
第七中学校 本木町二丁目一五〇八 881四四二一
第八中学校 上沼田町一七五二 881一〇一一
第九中学校 梅田町七四〇 881四五八一
第十中学校 島根町七四〇 881四五七二
第十一中学校 四ツ家町一四七 881五一八二
第十二中学校 大谷田町三五八 881二七三四
第十三中学校 花畑町四七二五 881四七一
第十四中学校 伊興町大境一五九一 881〇七五九
第十五中学校 千住宮元町五六 881四九四四
第十六中学校 千住旭町二四の二 881〇七九一
江南中学校 宮城町三六 881六四一三
浦原中学校 浦原町五五五 881五二二一
新田中学校 新田一丁目一五 881〇六〇四
淵江中学校 保木間町二二九〇 881〇〇三九
○東島根中学校 東島根町二二三〇 881〇〇七七
栗原小学校 栗原町一〇二七 881四三三四
○粟島小学校 東島根町一八〇〇 881一四四五
○弥生小学校 千住弥生町五一 881一四六五
○五反野小学校 五反野南町一四三九 881〇四八三
○弘道小学校 五兵衛町八六六 881三二九三
○弘道小学校分校 普賢寺町五〇〇 881二五五四
東淵江小学校 蒲原町三丁目六〇ノ一 881二一一三
東淵江小学校分校 大谷田町一六六六 881六四〇〇
北三谷小学校 北三谷町二丁目七二 881五〇〇九
大谷田小学校 大谷田町一丁目七四 881〇七四四
大谷田小学校分校 長門町一六五 881〇五〇五
花畑小学校 花畑町三六八九 881二八六六
○保木間小学校 保木間町一九三一 881〇三三四
○伊興小学校 伊興本町三三七七 881二八六八

都立学校

- 江北高等学校 五兵衛町九四〇 881四〇六九
足立高等学校 千住弥生町七〇 881四二一七
荒川商業高等学校 小台町六〇九 881三五五九
足立ろう学校 花畑町五五八四 881〇〇四七

足立区教育委員会 千住一丁目五〇(区役所内)

梅島支所庶務課 梅島町七ノ一 881二一五一(代) 881三一六八(代) 881三一六八(代)

区内官公庁

- 足立区役所 千住一丁目五〇 881二一五一(代)
梅島支所 梅島町七ノ一 881三一六八(代)
足立簡易裁判所 千住宮元町六四 881一六八一九
足立区検察庁 千住宮元町六四 881二二三三
東京法務局足立出張所 千住四丁目二三 881四二九一
千住警察署 千住一丁目八三 881二四一三
西新井警察署 栗原町一〇五三 881一四一三
綾瀬警察署 千住一丁目六〇 881二四〇〇
千住消防署 千住栄町四七八 881四一〇
西新井消防署 千住弥生町三四 881四四二八
足立保健所 千住仲町七六 881四七二一三
千住保健所 千住桜木町九 881四九一六
足立清掃事務所 梅田町一五一一 881三二九二
水道局足立営業所 梅田町一五一一 881三二九四
足立労働基準監督署 千住橋戸町四七 881一八七
足立公共職業安定所 千住河原町五 881四九二一
足立職業訓練所 千住高砂町九八 881一七四二
足立社会保険出張所 千住河原町一 881六一二五
足立福祉事務所 千住童田町一〇 881六一四一
足立立福社事務所 梅田町一五二〇 881三一六一三
足立立税務事務所 千住仲町五四 881三一〇〇八
足立立郵便局 千住中居町六三 881三〇〇〇
台東地区電話局足立分局 千住中居町六三 881九〇〇二
足立立電報局 千住栄町五七 881二九〇九四